平成12年12月20日

条例第79号

(総則)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づく開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議開催の日の3日前までに、会議に付議すべき事項並びに会議開催の日時及 び場所を委員にあらかじめ通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この 限りでない。
- 3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審査会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く ことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開する。ただし、公共の福祉又は秩序の維持のため必要と認めた ときは、審査会の議決により、これを公開しないことができる。

(その他の事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の同意を 得て会長が定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。